

平成 25 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 25 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 26 年 3 月 27 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 18 名

(事務局) 7 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 17 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について（6 件）

議案第 18 号…非農地証明願の審議について（1 件）

議案第 19 号…仁淀川町農業委員会委員辞任の同意について

その他

開会 午後 10 時 15 分

事務局長（●●） 平成 25 年度第 6 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 18 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員（4 番 ●●委員 8 番 ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第 17 号

（農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について）

（1）権利取得者が町内

○受付第 27 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、土佐市●●●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地の所在は、●●字●●番 台帳、地目ともに畑、面積 261 m²

譲渡理由は、売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●〕

3月26日、譲受人の●●さんとともに現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、10年ぐらい茶畑であったものを畑にしており、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第28号(所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地の所在は、●●字●●番 面積 46 m²

同所同字 854 番 3 面積 99 m²

合計 面積 145 m²

以上2筆とも台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●〕

3月10日に譲受人の父、●●さんと、現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、住宅の西側に隣接する場所でお茶と畑を耕作しており農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 29 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪市●●●●番●●●●号の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で 5 筆あり、所在は、仁淀川町●●字●●番	面積	489 m ²
同所字●●●●番	面積	380 m ²
同所同字●●番	面積	203 m ²
同所同字●●番	面積	19 m ²
同所同字●●番	面積	29 m ²

合計面積は 1120 m²で、5 筆とも台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●〕

3 月 1 8 日に、譲渡人の●●さん、●●さんの奥さんと事務局●●さん立会のもと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に 150 日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 30 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府●●丁目●●番●●●●号の●●さん、●●歳、●●業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地は全部で 5 筆あり、所在は、●●字●●●●番	面積	102 m ²
同所字●●●●番	面積	66 m ²
同所同字●●番	面積	54 m ²

同所同字●●番 面積 135 m²

同所同字●●番 面積 75 m²

合計面積 432 m²

台帳・現況ともに全て畑となっております。

譲渡理由は、贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●〕

3月5日に、譲受人の●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、●●に勤めている為、農作業に150日以上従事することは困難だが時間があるときには農作業をすることを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第31号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●さん、●●歳、農林業

土地は4筆あり、所在は、●●字●●●●番 面積 535 m²

同所同字●●番 面積 245 m²

同所字●●●●番 面積 545 m²

同所同字●●●●番 面積 340 m²

合計面積 1,665 m²

台帳・現況ともに全て畑となっております。

譲渡理由は親から子への贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●〕

3月20日に現地確認を行いました。場所は2カ所あり、●●山へ上がる道の道路脇と●●に向かう道路脇にありました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、林業もしておりますが合間には百姓もしたいと言っており

農作業に 150 日以上従事することを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2)権利取得者が町外

○受付第 7 号（所有権移転）

〔訂正〕次のとおり訂正する。

- ・所有権移転される土地の所在について、32 筆目の所在地「仁淀川町●●字●●●●番」を「仁淀川町●●字●●●●番」に訂正。

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●町●●番●●号、●●さん、●●歳、農業

土地は全部で 32 筆あり、所在は、仁淀川町●●字●●番 面積 51 m²

同所同字●●番	面積	80 m ²
同所同字●●番	面積	135 m ²
同所同字●●番	面積	500 m ²
同所同字●●番	面積	77 m ²
同所同字●●番	面積	56 m ²
同所同字●●番	面積	258 m ²
同所同字●●番	面積	230 m ²
同所字●●●●番	面積	327 m ²
同所字●●●●番	面積	71 m ²
同所同字●●●番	面積	86 m ²
同所同字●●●番	面積	463 m ²
同所字●●●●番	面積	350 m ²
同所同字●●●番	面積	112 m ²
同所字●●●●番	面積	206 m ²
同所同字●●番	面積	57 m ²
同所同字●●番	面積	56 m ²
同所同字●●番	面積	177 m ²
同所同字●●番	面積	1,755 m ²
同所同字●●番	面積	14 m ²
同所同字●●番	面積	193 m ²
同所同字●●番	面積	213 m ²

同所同字●●番	面積	47 m ²
同所同字●●番	面積	28 m ²
同所同字●●番	面積	658 m ²
同所同字●●番	面積	12 m ²
同所同字●●番	面積	517 m ²
同所字●●●番	面積	157 m ²
同所字●●●番	面積	600 m ²
同所字●●●番	面積	1,862 m ²
同所字●●●番	面積	71 m ²
同所字●●●番	面積	224 m ²
合計面積		9,643 m ²

台帳・現況は全て畑となっております。

譲渡理由は売買です。

〔地区担当農業委員 ●●●●〕

3月20日に譲渡人の●●さん、譲受人の●●さんと現地確認を行いました。譲受人の●●さんは●●出身で百姓はご両親とされているそうです。土地は全部農地で、8分はしきびが植わっている状況です。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、もともと農業もしており、農作業に150日以上従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第18号

(非農地証明願の審議について)

○受付第8号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、愛媛県●●●番地の●●さん

土地の所在は、仁淀川町●●●●番、台帳は畑、現況は山林 面積 526 m²

転用された時期は昭和40年

転用理由及び現在の状況について

中山間地域の営農形態の変化により、昭和 40 年頃に植林を行い現在に至る。現地の状況は 1 枚めくったページの写真のとおりです。

〔地区担当農業委員 ●●●●〕

3 月 20 日に事務局●●さん立会のもと現地確認を行いました。写真のと通りの状況で、農地への復旧は不可能と思われるので、認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第 19 号

(仁淀川町農業委員会委員辞任の同意について)

〔提案理由 事務局●●説明〕

農業委員会等に関する法律第 16 条の規定により、委員または会長が辞任する場合は、農業委員会の同意が必要となっております。これにより、今回次の委員から辞任の申し出があったので会に諮るものであります。

辞任の委員 議席●● ●●さん

住所 仁淀川町●●●●番地

担当地区 町内 7 地区

辞任の日 平成 26 年 3 月 31 日

辞任の理由 健康上の都合による

〔事務局 ●●補足説明〕

辞任される●●さんは、11 月末、脳出血により●●病院に入院されました。後遺症で左半身が不自由となり、現在リハビリ中です。今は歩けるようにはなったそうです。

この件については、全員賛成により原案のとおり可決した。

その他

- ・辞任された●●さんの担当地区については、●●委員が担当することとなった。
- ・欠員による委員の選挙については、農業委員に関する法律第 16 条の規定により、2/5 以上の欠員(委員の 4 割)が出た場合に選挙が必要となる為、今回は 1 名の欠員のまま選挙は行わない。
- ・事務局の異動について

26 年度から事務局●●と●●が異動となり、●●の後任は地域振興課●●となり、●●

の後任に産業建設課●●となることの報告と挨拶。

- ・農業新聞の購買推進。
- ・5月に予定しておる歓送迎会について。

〔会 長〕 以上で平成25年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時15分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員